

第3編 風水害対策計画編

第1章 総則

第1節 災害対策計画の概要

第1 目的

本計画は、町及び関係機関が処理すべき事項について定めたものであり、本計画の災害対策を総合的かつ計画的に推進することで、町の地域、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、この計画で扱う災害は、風水害、土砂災害とし、本計画に特段の定めのないもの及び本町における震災対策については「地震災害対策計画編」の定めるところによる。

第2 基本方針

この計画は、本町に係る災害に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として防災関係機関等の処理すべき業務を包括した総合的かつ基本的な計画であり、以下の内容を基本方針とする。

- 1 災害による被害を最小限とするため、災害の予防、災害発生時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 2 各項目に関し、責任担当機関、必要な措置を明示する。
- 3 「自分の命は自分で守る」の観点から、町民・事業所の役割も明示した計画とする。

第3 構成

この計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧及び復興を中心に、以下から構成される。

第3編 風水害対策編

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧・復興計画

第2章 災害予防計画

災害発生の未然防止及び災害が発生した場合における被害を最小限にするため、平常時における防災に関する組織の整備、訓練、物資及び資機材の備蓄、整備、点検、施設及び設備の整備、点検等について定める。

第1節 防災体制の整備

第1 町の防災組織

第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第1 「町の防災組織」を準用する。

第2 防災組織等の整備

第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第2 「防災組織等の整備」を準用する。

第3 情報通信ネットワークの整備

第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第3 「情報通信ネットワークの整備」を準用する。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

第1 防災まちづくりの推進

第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第2節 地震に強いまちづくりの推進 第1 「防災まちづくりの推進」を準用する。

第2 水政計画

河川の整備を推進し、町民等の安全確保の強化に努める。

- | |
|---------------|
| 1 河川改修 |
| 2 水防法に基づく洪水対策 |

1 河川改修

(1) 河川の概況

本町の河川は一級河川として鬼怒川、山川、東仁連川、飯沼川の合計4河川である。これらの河川は災害防止のための護岸工事が計画的に進められており、新堀川等の準用河川とあわせて、町民が安心して暮らせるように改修事業を進める必要がある。

(2) 河川改修事業【国、県】

【鬼怒川河川改修】

鬼怒川は昭和2年から改修工事が施行されているが、堤防の整備率は未だ低く、全般的に河積が狭小のうえ、地質が極めて悪く、更に河川が緩勾配のため利根川の逆流でしばしば危険な状態になるので改修の促進が望まれている。

平成27年関東・東北豪雨により、現在、国（下館河川事務所）が鬼怒川緊急対策プロジェクトを実施し、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を講じている。

2 水防法に基づく洪水対策

(1) 洪水予報河川の指定【国、県】

国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水の恐れがあるときは、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等(町長)に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。

町内の指定状況は次のとおりである。

- ・国管理下線：鬼怒川
- ・県管理河川：なし

(2) 水位情報周知河川の指定【国、県】

国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位情報周知河川として指定し、避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等(町長)に通知する

とともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。

町内の指定の状況は次のとおりである。

- ・国管理河川：なし
- ・県管理河川：なし

（３）浸水想定区域の指定【国、県】

国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

なお、浸水想定区域の指定を行った国及び県は、指定区域及び浸水した場合の水深を公表するとともに関係市町村に通知する。

本町は、鬼怒川の浸水想定区域に指定されている。

（４）避難体制等の整備【町、国、県】

1) 町は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められるものがある場合は、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法

2) 町は、上記1)の事項について町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

3) 町長は、避難について、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国又は県及び水防管理者等の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示（緊急）等の発令に係る具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアル等を早期に作成する。

4) 国（気象庁、国土交通省）、県及び町は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、町は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

5) 県は、町民に対して分かりやすくかつ迅速に河川情報（雨量、水位及び河川監視カメラによる映像等）を提供するため、水防情報テレメータシステムなどの更新・充実を図るとともに、インターネットなどを活用した多様な手段による情報提供に努める。

3 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

（１）大規模氾濫減災協議会制度への参画

町は、国及び都道府県知事が大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するために洪水予報河川・水位周知河川毎に組織する「大規模氾濫減災協議会」に参画し、「水害対応タイムライン」に基づく避難勧告等の発令や、ICTを活用した災害情報の共有

強化等について協議し、町民の円滑かつ迅速な非難を確保し「逃げ遅れゼロ」を目指す。

(2) 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

町は、町民の的確な避難の判断等に資するよう、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を把握し、これを水害リスク情報として町民へ周知する。

①浸水実績等の把握

町は、河川管理者（国や県）が保有する過去の浸水や河川の状況等の情報提供を受け、これを参考にして、浸水実績等の把握に努める。

②水害リスク情報の周知

町は把握した浸水実績等を「水害リスク情報」として町民に周知する。周知には、ハザードマップを用いた配布や、電柱・看板等への記載、インターネットでの公表など、地域の実情を踏まえて適切な方法で実施する。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

町は、洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図る。

なお、当該計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対しては、町長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する措置をとることとする。

4 「社会経済被害の最小化」実現のための既存資源の最大活用

(1) 民間を活用した水防活動の円滑化

水防管理者等に水防活動のために認められている権限の一部を、水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者が行使できることとし、民間事業者による水防活動を円滑化する。民間事業者は、水防管理者から委託を受けた水防活動の範囲内に限り以下の権限を行使できるものとする。

緊急通行（法19条）：水防上緊急の必要がある場所に赴くときの私有地等の通行

公用負担（法28条）：水防のため緊急の必要があるときの他人の土地等の使用

(2) 浸水拡大を抑制する施設等の保全

輪中堤防や自然堤防等が存する区域が、洪水の際に浸水の拡大を抑制する効用を有する場合、水防管理者がこれを「浸水被害軽減地区」として指定し、保全を図る。

これにより、町民避難までのリードタイムを確保し、又は水防団等が土のう積み等を行う箇所を重点化し、もって水災による被害の軽減を図る。

第3 土砂災害防止対策

土砂災害がもたらす被害を防止、軽減するため、県及び防災関係機関と協力し、的確な活動に努める。

1 土砂災害への対応

1 土砂災害への対応【県、町】

県は、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を指定する。

指定を行うに当たって、あらかじめ町長の意見を聴くとともに政令で定める事項を公示する。

本町では、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地危険箇所等の指定はない。

しかし、定期的に防災パトロール等を実施するとともに、大雨など土砂災害を誘発するような場合にも随時パトロールを実施し減災に努める。

また、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整する。

第4 土砂災害警戒情報の発表

県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、町の防災活動や町民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。

- | | |
|---|-------------|
| 1 | 発表対象地域 |
| 2 | 発表及び解除 |
| 3 | 伝達体制 |
| 4 | 土砂災害警戒情報の活用 |

1 発表対象地域【県・水戸地方気象台】

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、土砂災害警戒区域を有する次の40市町村を発表対象とする。

水戸市・日立市・土浦市・古河市・石岡市・結城市・龍ヶ崎市・下妻市・常総市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・笠間市・取手市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・潮来市・守谷市・常陸大宮市・那珂市・筑西市・坂東市・稲敷市・かすみがうら市・桜川市・神栖市・行方市・銚田市・茨城町・小美玉市・大洗町・城里町・東海村・大子町・美浦村・阿見町・つくばみらい市・利根町

2 発表及び解除【県・水戸地方気象台】

【発表】

大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を上回ると予測されるとき。

【解除】

予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測されるとき。

3 伝達体制【県・水戸地方気象台】

土砂災害警戒情報の発表・解除があったときは、県はFAXにより市町村へ伝達するとともに、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じ関係機関及び町等へ伝達する。

4 土砂災害警戒情報の活用【町】

町は、避難勧告等の判断基準の設定に土砂災害警戒情報を活用するとともに、必要に応じて基準の見直しを行うものとする。

第5 道路の安全対策

水害等に備えての道路の災害予防及び維持補修に努める。

1 道路

1 道路

(1) 道路建設上配慮すべき事項【町、道路管理者】

- 1) 平面線形、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- 2) 縦断線形、平たん地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- 3) 横断勾配、路面水をすみやかに側溝に流下させるに必要な勾配を確保する。
- 4) 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土おそれのある個所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- 5) 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出の出来る通水断面とする。
- 6) 排水側溝、路面水を処理し、すみやかに排水路にみちびき、地下水が高く路面排水困難な所は暗渠等を施す。

(2) 路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間【県】

本町には、茨城県調査による路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間は存在しない。

(3) 道路防災事業計画【町】

災害防除事業等により、災害の発生する恐れのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消をはかる。

第6 学校等の安全対策・文化財の保護

町教育委員会は、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずるとともに、私立学校設置者等に対し、指導・助言を行うものとする。

- | |
|--------------------------|
| 1 防災上必要な教育の実施 |
| 2 防災上必要な訓練の実施 |
| 3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備 |
| 4 学校等施設・設備の災害予防措置 |
| 5 文化財保護 |

1 防災上必要な教育の実施【各学校】

- (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- (3) 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災上必要な訓練の実施【各学校】

- (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備【町、各学校】

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

4 学校等施設・設備の災害予防措置【町、各学校】

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- (2) 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

5 文化財保護【町】

防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第7 農地・農業の安全対策

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した農業用ため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

また、大雨による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ため池について、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るものとする。

- | |
|--------|
| 1 農地計画 |
| 2 農業計画 |

1 農地計画【町、土地改良区等】

(1) ため池等整備事業【町、土地改良区等】

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池(災害防止用のダムを含む。以下同じ。)、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。

(2) 湛水防除事業【町、土地改良区等】

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域)で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

(3) 水質障害対策事業【町、土地改良区等】

農業用排水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

(4) 地盤沈下対策事業【町、土地改良区等】

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

2 農業計画【町、農業従事者】

(1) 災害の未然防止対策【町、農業従事者】

1) 気象情報等の情報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

2) 農業共済加入率の向上【町、農業従事者】

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

(2) 農林漁業災害対策委員会の設置【町、農業従事者】

長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測される場合や、台風等の災害により被害が生じた場合には、必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。

(3) 資材の確保【町、農業従事者】

1) 防除器具の整備

町等の病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう常総ひかり農業協同組合等を通じて必要災量の備蓄を行う。

3) 飼料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

(4) 家畜対策【町、農業従事者】

- 1) 低湿地畜舎は周囲の盛土や排水路の整備を行う。
- 2) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の確保を図る。
- 3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

第8 気象業務整備計画（水戸地方気象台の対応等）

水戸地方気象台は、気象災害の予防や交通安全の確保のために、次のような取り組みを進めている。

- 1 防災気象情報の改善・充実
- 2 防災、報道機関等への防災気象情報の利用促進
- 3 防災知識・災害に関わる気象の普及や広報
- 4 町の危機管理体制への協力

1 防災気象情報の改善・充実【水戸地方気象台】

（1）土砂災害警戒情報の導入

県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、町の防災活動や町民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。

（2）「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」の提供

局地的に発生し急激に発達する激しい突風や雷による災害の防止・軽減に向けて、竜巻等の発生確度や雷の激しさを予測し、平成22年5月から分布図型式で「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」の提供を開始する。

2 防災、報道機関等への防災気象情報の利用促進【水戸地方気象台】

【防災、報道機関等への防災気象情報の利用促進】

- (1) 様々な機会を通じ、町民に対して気候特性や気象情報に関わる理解の促進、啓蒙を図る。
- (2) 市町村など防災機関が主催する講演会等へ講師を派遣し、防災気象情報の種類・内容などについて周知徹底し、利用を促進する。
- (3) 報道機関における防災気象情報の迅速な伝達を徹底するため、注意報の内容や運用に関わる事項について意見交換を行い、理解の促進に努める。
- (4) 台風の接近などの甚大な災害をもたらすことが予想される場合に防災機関や報道機関を対象に説明会等を開催し、災害の予防に寄与する。
- (5) 大雨や暴風等によって人的な被害を伴う災害が発生した場合には関係機関等と現地調査を実施し、適宜調査結果を公表する。

3 防災知識・災害に関わる気象の普及や広報【水戸地方気象台】

【防災知識・災害に係る気象の普及や広報】

- (1) 町民の防災知識や災害に関わる気象についての理解の促進、啓蒙を図る。
- (2) 気象教室や防災気象講演会等を広く開催する。また、防災や気象・気候情報に係る講演会等へ講師を派遣する。
- (3) 水戸地方気象台や東京管区気象台のホームページの一層の充実を図り、インターネットを活用した情報提供、知識の普及、広報を行う。
- (4) 茨城県や市町村等が作成する広報資料や防災に関わる資料の作成に対し、助言や協力を行う。

4 町の危機管理体制への協力【水戸地方気象台】

【町の危機管理体制への協力】

- (1) 危機管理に係る各種会議に積極的に出席、参加する。
- (2) 各関係機関が実施する災害時に備えた防災訓練、水防訓練等に積極的に協力する。
- (3) 災害の発生状況により情報提供を行う。また、要請に応じ専門家の派遣等を適宜行う。

第9 災害用資材・機材等の点検整備計画

町及び関係機関等は、それぞれの法令の定めるところにより災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに点検を励行し有事に備えるものとする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 水防・消防等の備蓄資機材の整備2 医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備 |
|--|

1 水防・消防等の備蓄資機材の整備【町、防災関係機関】

災害時に有効適切に使用できるよう、逐次水防、消防等の災害用備蓄資機材の整備、充実に努めるものとする。

2 医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備

医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備については、第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第3「医療救護活動」を準用する。

第3節 被害軽減・被災者支援

第1 火災予防計画

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第2「消防力、救助・救急活動の強化」及び第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第2節 地震に強いまちづくりの推進 第5「危険物等施設の安全確保」を準用する。

第2 避難所・避難場所の整備

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第4節 被災者支援 第1「避難所・避難場所の整備」を準用する。

第3 食料・生活必需品の供給体制の整備

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第4節 被災者支援 第2「食料・生活必需品の供給体制の整備」を準用する。

第4 避難行動要支援者安全確保のための備え

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第4節 被災者支援 第3「避難行動要支援者安全確保のための備え」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応計画

第1 職員の参集・動員

1 職員の動員・配備体制の基準及び内容
2 職員の動員・参集

1 職員の動員・配備体制の基準及び内容

町内において災害が発生した場合、迅速かつ確に応急対策を進める体制を整える必要があるため、職員の参集基準を以下のとおり明確化し、同時に内容の周知徹底を図り、災害発生時に参集の遅れや混乱が生じないように努める

【職員の動員・配備体制の基準及び内容】

区 分		基 準	配備対象職員
連絡体制	連絡配備	①気象警報（大雨、洪水）が発表されたとき ②台風の接近が予想されるとき	消防交通課、都市建設課の職員をもって連絡調整が円滑に行える必要最小限の体制
警戒体制	第1配備	①気象警報（大雨、洪水、暴風）が発表され、被害が発生した場合 ②その他町長が必要と認めたとき	消防交通課（全員） その外、職員動員表のとおり （職員の3割以上を目標） 《災害警戒本部設置》
	第2配備	①町内で局地的な災害が発生し、又は発生が予想されるとき ②避難準備・高齢者等避難開始情報を発するとき ③その他町長が必要と認めたとき	消防交通課、総務課、都市建設課、上下水道課（全員） その外、職員動員表のとおり （職員の5割以上を目標） 《災害警戒本部設置》
非常体制	非常配備	①町内全域にわたり大規模な災害が発生し、又は相当の被害が予想されるとき ②避難勧告・指示を発するとき ③その他町長が必要と認めたとき	全職員 《災害対策本部設置》

【各部各班における職員の動員数】・・・資料編「職員動員表-風水害」参照

2 職員の動員・参集

(1) 動員の指令

①警戒体制

気象情報、被害情報の報告をもとに、総務部長がこの計画の配備基準に基づき決定する。

併せて、町長若しくは副町長に対して、必要な指示の要請、状況説明その他を行うとともに、指示に備える。

②非常体制

気象情報、被害情報の報告をもとに、総務部長が状況を判断し、町長の承認を得て決定する。ただし緊急を要し、町長が不在かつ連絡不能の場合は、副町長が代行する。
上記①、②の決定者は次のとおりとする。

	決定者	代行者1	代行者2
警戒体制	総務部長	産業建設部長	消防交通課長
非常体制	町長	副町長	総務部長

(2) 動員の手順

①警戒体制の動員手順

ア 勤務時間内

警戒本部長である総務部長より各部長へ連絡し、各部長は所属課長に動員を指示する。

イ 勤務時間外

警戒本部長である総務部長より、あらかじめ定めておく伝達系統により、電話等もつとも速やかに伝達できる方法により動員の指示をする。

②非常体制の動員手順

ア 勤務時間内

総務部長は、対策本部長である町長の指示に基づき、庁内放送して動員を指示する。

イ 勤務時間外

総務部長は、対策本部長である町長の指示に基づき、あらかじめ定めておく伝達系統により、電話等もつとも速やかに伝達できる方法により動員の指示をする。

(3) 自主参集

職員は、勤務時間外の場合、第3編 風水害対策計画編 第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応計画 第1「職員の参集・動員」に示す状況を自主的に判断し、動員伝達の有無にかかわらず自主的に登庁する。

防災関係の職員は原則として速やかに登庁する。

(4) 義務登庁

職員は、勤務時間外に町内で相当の災害が発生したことを知った場合は、登庁することを義務とする。

(5) 非常時の措置

職員は、速やかに自分の勤務課所へ登庁するものとするが、その際には、身分証明書、食糧（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。

(6) 動員状況の報告及び調整

①各部長は、配備について人員数を災害対策本部に速やかに報告するものとする。

②各部長は、要員の不足が生じたときは、災害対策本部にその旨を報告し、他課の職員を応援させるものとする。

第2 組織

災害が発生した場合、その状況に応じて迅速に応急体制を確立し、被害の拡大防止等に努めるための組織について定める。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 災害対策本部及び災害警戒本部の設置及び廃止基準2 本部の設置場所及び設置決定者3 本部の運営 |
|--|

1 災害対策本部及び災害警戒本部の設置及び廃止基準

(1) 災害警戒本部

災害警戒本部は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置するまでに至らないと認められる災害に対する措置を総合的に迅速かつ的確に実施するものであり、次の基準のとおりとする。

①災害警戒本部設置基準

- ア 気象警報が発令され、災害発生のおそれがあるとき
- イ その他総務部長が必要と判断した場合

②災害警戒本部廃止基準

- ア 災害対策本部に移行したとき
- イ その他総務部長が必要なしと判断した場合

(2) 災害対策本部

災害対策本部は、次の基準に従い町長が必要と判断した場合に設置するものとする。

①災害対策本部設置基準

- ア 災害警戒本部では対処しきれないと判断した場合
- イ 町内に相当程度の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ウ その他町長が必要と判断した場合

②災害対策本部廃止基準

- ア 町内における災害発生のおそれが解消したとき
- イ 災害応急対策が概ね完了した場合
- ウ その他町長が必要なしと判断した場合

(3) 動員配備基準との対応

災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準と職員の動員配備基準との対応は、資料編「職員動員表-風水害」を参照。

(4) 組織構成

①災害警戒本部

災害警戒本部は、総務部長を本部長とし、産業建設部長を副本部長とする。警戒本部の組織及び事務分担は、災害対策本部の業務分掌を準用する。

②災害対策本部

災害対策本部は、町長を本部長とし、副町長及び教育長を副本部長、事務局長を総務部長とする。本部には部を設け、事務局長及び各部長が本部員を構成する。

以下、

- 2 本部の設置場所及び設置決定者
- 3 本部の運営

については、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応計画 第2「組織計画」を準用する。

第2節 情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達
第1「通信手段の確保」を準用する。

第2 気象情報等計画

気象及び水防に関する警報、注意報及び伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施するための計画である。

1	注意報・警報
2	鬼怒川の洪水予報
3	土砂災害警戒情報の発表
4	火災気象通報
5	異常現象発見者の通報義務等

1 注意報・警報

(1) 注意報・警報の種類と発表基準【水戸地方気象台】

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている注意報及び警報の種類とその発表基準は次のとおりである。なお注意報とは大雨、強風等により被害が予想される場合に行うものであり、警報とは重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に行うものである。

1) 注意報等

本町における基準値は以下のとおりである(※1)。

種 類	基 準 値
強風(平均風速)	陸上12m/s
風雪(平均風速)	陸上12m/s、雪を伴う
波浪(有義波高)	—
大雨(市町村雨量基準)	1時間あたり40mm
大雨※(土壌雨量指数基準最低値※2)	111
洪水(市町村雨量基準)	1時間あたり40mm
大雪(12時間降雪の深さ)	5 cm
雷	落雷等により被害が予想される場合
乾燥	最少湿度40%で、実効湿度60% (基準は気象台の観測値)
濃霧(視程)	陸上100m
霜(最低気温)	早霜、晩霜期に3℃
低温(最低気温)	夏期:15℃以下が2日以上継続 冬期:最低気温-7℃以下
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm

※1:本町は茨城県の一次細分区域では「南部地域」に属し、二次細分区域では「県西地域」に属している。

※2: 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害の危険性をあらわす指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。欄中の数字は町内における基準値の最低値を示している。

2) 警報

種 類	基 準 値
暴風(平均風速)	陸上20m/s
暴風雪(平均風速)	陸上20m/s、雪を伴う
波浪(有義波高)	—
大雨(市町村雨量基準)	1時間あたり70mm
大雨※(土壌雨量指数基準最低値※2)	—
洪水(市町村雨量基準)	1時間あたり70mm
大雪(12時間降雪の深さ)	10cm

(2) 注意報・警報の細分区域と運用【水戸地方气象台】

1) 注意報・警報の細分区域

水戸地方气象台の用いる細分区域では、本町は県西地域に含まれる。

2) 注意報、警報の構成と発表の仕方について

① 構成

注意報・警報は次の順で構成されている。

【注意報・警報の構成】

ア 発表年月日時分、発表官署名

標題に示す注意報又は警報の発表時刻と発表官署名を示す。

イ 標題

対象となる発表区域及びその区域に対する注意報又は警報の種類を示す。

ウ 注意警戒文

注意警戒を要する細分区域、現象の発生時刻、予想される災害等の要点を簡潔に記述し、二重括弧で囲う。

エ 本文

a 本文は常に、平成22年5月から市町村を単位に記述し、[発表]・[解除]・[継続]を含む注意報・警報の発表状況や警戒すべき事項、予想される気象状況、量的予報事項を簡潔に記述する。予想される気象状況については、現象の開始時刻、終了時刻、ピーク時刻及び最大値等を箇条書きで明示する。

b 留意すべき気象現象の特徴を「付加事項」として明示する。

② 発表の仕方

注意報、警報は、平成22年5月から原則として市町村を単位に発表する。

また、注意報、警報は、単独で発表することもあり、あるいは同時に2つ以上発表することもある。このような場合次のように取り扱う。

【単独発表、同時に2つ以上発表】

- (ア) 2つ以上の注意報、警報を同時に発表する場合は多い。例えば冬期、季節風が強い時、強風注意報、乾燥注意報とを同時に発表する。また発達した台風が接近する時には、暴風警報、大雨警報、洪水警報、波浪警報を同時に発表する場合などである。この場合、表題に発表区域ごとに注意報又は警報の種類を併記すると共に、本文の市町村を単位に〔発表〕を付し、対象となる注意報又は警報の種類を併記する。
- (イ) 1つ又は2つ以上の注意報や警報を発表した後において、1つ又は2つ以上の注意報や警報を発表した場合には、前に発表した注意報や警報は、後で発表した注意報や警報に切りかえられたことになる。この場合、本文の市町村を単位に〔発表〕・〔解除〕・〔継続〕を付し、対象となる注意報又は警報の種類を併記する。また、警報から注意報に切り替えた場合は、〔警報から注意報〕を付記する。

【注意報、警報の解除】

一度発表した注意報、警報はその必要がなくなった時は必ず解除を発表する。

3) その他

水戸地方気象台は、注意報・警報とは別に気象現象の推移や防災上の注意を報じるため気象情報を発表する。

気象情報には、数日後に災害が予想される場合に予告的な発表をするものと、注意報・警報を補完するために発表するものがある。

① 台風情報（台風〇〇号に関する気象情報）

台風情報には、台風の中心気圧、最大風速、風速25m/s以上の暴風雨、風速15m/s以上の強風域、進路予報をその内容としている。台風が日本に接近したときには、台風の位置情報は1時間ごと（毎正時）、進路予報は3時間ごと（3、6、9、12、15、18、21、24時）に発表する。

なお、48、72時間の進路予想は6時間ごと（3、9、15、21時）に発表する。

なお、3日（72時間）先に台風の勢力を維持すると予報した台風に対して、4日（96時間）及び5日（120時間）先の進路の予報を6時間ごと（3、9、15、21時）に発表する。ただし、予想進路及び過去の統計から4日先又は5日先に台風ではなくなっている可能性が高い場合は、4日先又は5日先の予報を省略することがある。なお、台風の強さについては予報しない。

② 大雨情報（大雨等に関する気象情報）

大雨情報は、現在観測している又は予想される大雨の分布やその強弱、盛衰、移動などの状況を具体的に記述したり、図示する。

③ 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、大雨警報を発表中に、数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨を観測若しくは解析した場合に、更なる警戒を喚起するため「いつ」、「どこで」、「どの程度」だけを示す。

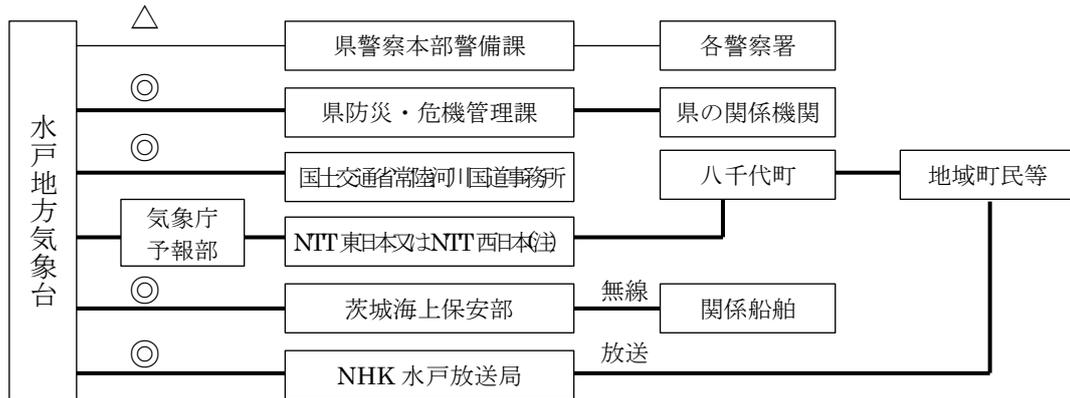
④ 竜巻注意情報

本情報は雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。

(3) 注意報・警報の伝達

1) 水戸地方気象台関係【水戸地方気象台、防災関係機関等】

水戸地方気象台が発表した注意報・警報は次に示す伝達系統図により通知する。



凡例 ——— : 気象業務法による通知系統 ——— : 地域気象防災計画等による伝達系統
◎ : 専用線
△ : インターネット (注2)

※通信途絶時は県防災行政無線にて通知
※気象台～気象庁～NTT間はシステム接続
注1: NTT東日本又はNTT西日本への伝達は警報のみ
注2: 地域における防災気象情報の利用を推進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、茨城県を通じた情報伝達に加えて、インターネットを活用したシステムにより、八千代町及び関係機関等に情報を提供している。

2) 県の措置【県】

水戸地方気象台から通報を受けた県は町へ伝達する。

(4) 注意報及び気象情報の伝達【各機関】

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

2 鬼怒川の洪水予報【気象庁、関東地方整備局、県、町、東日本電信電話株式会社】

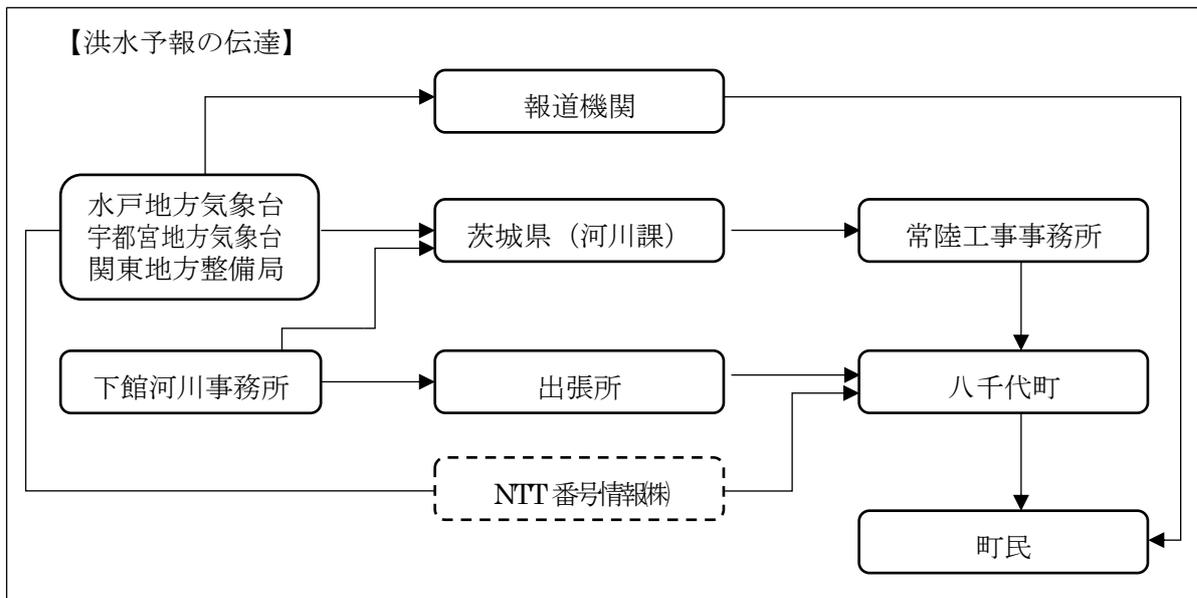
気象庁（水戸地方気象台・宇都宮地方気象台）と国土交通省関東地方整備局下館河川事務所が共同で発表する鬼怒川・小貝川洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）は、下館河川事務所が茨城県（河川課）に通報し、県は常総工事事務所を通じて町に伝達する。また、気象庁から水戸地方気象台に伝達された洪水警報は、NTT番号情報(株)に伝達され、NTT番号情報(株)の通信系統により町に伝達される。この場合、洪水警報の標題のみ伝達される。

表 洪水予報河川の予報区間

河川名	予報区間
鬼怒川	<ul style="list-style-type: none"> ・左岸栃木県塩谷郡塩谷町大字風見地先から利根川への合流点まで ・右岸栃木県宇都宮市大字宮山田地先から利根川への合流点まで

表 基本水位観測所

河川	水位標所在地				水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
	観測所名	郡市	町村	大字				
鬼怒川	川島	下館	—	下川島	0.00	1.10	1.80	2.80



3 土砂災害警戒情報の発表【県、水戸地方气象台】

県と水戸地方气象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、町の防災活動や町民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。

(発表対象地域や伝達等については、第2章 災害予防計画 第2節 災害に強いまちづくりの推進 第4「土砂災害警戒情報の発表」を参照。)

4 火災気象通報【水戸地方气象台】

水戸地方气象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

(1) 通報の実施基準

実施官署	実施基準
水戸地方气象台	①実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合。 ②平均風速が12m/s以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

(2) 通報の対象地域

茨城県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、注意報・警報の細分区域に基づく。

(3) 通報先及び通報手段

茨城県生活環境部防災・危機管理課とし、通報手段は防災情報システムとする。

(4) 通報文の構成

【通報文の構成】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 標題2) 発表官署名及び発表・解除日時分3) 本文は主文及び予想値（風向・風速・実効湿度・最小湿度） |
|---|

(5) 通報の基準

気象状況が実施基準になると予想された場合は直ちに通報し、また、基準値を下回る状況になった場合は解除を行う。

5 異常現象発見者の通報義務等【異常現象発見者、警察官】

(1) 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

(2) この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、また町長は水戸地方气象台、県(生活環境部防災・危機管理課)、その他の関係機関に通報しなければならない。

第3 災害情報の収集・伝達・報告

応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集、伝達する。

- | |
|-------------------|
| 1 被害概況の把握 |
| 2 被害情報・措置情報の収集・伝達 |
| 3 国への報告 |

1 被害概況の把握

(1) 各機関の報告に基づく概況把握【町、防災関係機関、県】

町、防災関係機関は、災害後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

県災害対策本部は、災害発生後直ちに町ならびに防災関係機関に対して、被害概況の報告を求め、その報告を総括し、県全体の被害概況を把握する。

(2) ヘリコプターによる概況把握【県、町】

1) 防災ヘリコプター、県警のヘリコプターによる概況把握

県は、防災ヘリコプター、県警ヘリコプターを出動させ、上空からの概況把握を行う。特に、ヘリコプターテレビシステムにより、被害状況を上空から撮影し、県災害対策本部において、映像を受信、被害状況を把握する。

2) 他機関のヘリコプターによる概況把握の要請

県は、町、防災関係機関等から被害概況報告、又は独自の収集活動により得られた情報に基づき、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊、第三管区海上保安本部及びヘリコプター等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要請する。

3) 他機関のヘリコプターによる概況把握の実施

県災害対策本部からの要請、又は独自の収集活動により得られた情報に基づき、保有するヘリコプター等の航空機を用いて被害概況の把握をおこなうとともに、把握結果については速やかに県、町、関係機関に対して報告する。

4) 民間ヘリコプターによる概況把握の実施

町は民間事業者等との協定を締結するなど、ヘリコプターによる情報収集体制を整備する。

5) 重点的に把握すべき被害概況

- ① 浸水の被害状況
- ② 建築物の被害状況
- ③ 道路、橋等の被害
- ④ 崖崩れの状況
- ⑤ 道路渋滞の状況

(3) 現地調査班の派遣【町】

町は、災害後直ちに現地調査班を派遣し、被害状況の収集にあたる。災害による被害が相当のものと認められ、町による情報収集活動が十分に行えない恐れがある場合は、県は、災害対策本部の職員を派遣して調整を行う。重点的に調査すべき項目を次に示す。

【重点的に調査すべき項目】

- 1) 浸水の被害状況
- 2) 建築物の被害状況
- 3) 道路、橋等の被害
- 4) 崖崩れの状況
- 5) 道路渋滞の状況
- 6) 町民の行動、避難状況、要望
- 7) 現地での応急対策活動での問題点

2 被害情報・措置情報の収集・伝達

(1) 被害情報・措置情報の種類

1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、火災、道路・橋被害、公共施設被害等に関する以下の情報を収集する。

【被害情報】

- ① 被害発生時刻
- ② 被害地域（場所）
- ③ 被害様相（程度）
- ④ 被害の原因

2) 措置情報

【措置情報】

- ① 災害対策本部の設置状況
- ② 主な応急措置（実施、実施予定）
- ③ 応急措置実施上の措置
- ④ 応援の必要性の有無
- ⑤ 救助法適用の必要性

(2) 情報収集伝達の方法【町】

被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として災害情報共有システムを利用して行う。
なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

【報告すべき主な内容】

- 1) 災害概況即報
- 2) 人的被害状況
- 3) 災害対策本部設置状況
- 4) 事務所状況報告
- 5) 避難所状況
- 6) 避難準備・高齢者等避難開始・勧告・指示・警戒区域設定状況
- 7) 道路規制情報
- 8) 被害状況報告

(3) 情報伝達の流れ【町】

災害情報は、把握した防災関係機関から災害情報共有システムを利用して収集し、町災害対策本部において集約する。

なお、町災害対策本部未設置段階では、消防交通課が情報を収集する。

(4) 各機関の情報収集・伝達活動

1) 町の活動【町】

- ① 町は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システムを利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行う。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な分かる範囲内でその第一報を早く報告するものとする。

【情報収集を行う事態】

- | |
|--|
| ア 町災害対策本部が設置されたとき |
| イ 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき |
| ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき |
| エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき |

- ② 県に報告することが出来ない場合には、国(消防庁)に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について県に連絡する。
- ③ 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
- ④ 地域町民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告する。

2) 県の活動【県】

- ① 県災害対策本部は、町からの報告をとりまとめ、災害情報共有システムを利用して関係機関との情報の共有化を図るとともに情報の保管を行う。また、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。被害に関する報告のない場合は確認を行うものとし、被害が甚大であるために情報収集伝達が困難な町に対しては、その活動を支援するため要員を派遣する等の措置をとる。

なお、収集した情報については、指定行政機関等に伝達するものとする。

- ② 県各部署は、関係機関、出先機関等の組織を通じて所掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、災害情報共有システムを利用して県災害対策本部に報告するとともに、同システム等を利用して関係機関との情報の共有化を図る。

3) 防災関係機関の活動【指定地方公共機関等】

指定地方公共機関等は、所掌する事務又は業務に係る被害状況について速やかに町災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関に伝達するように努める。

(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法【各機関】

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達
第2「災害情報の収集・伝達・報告」を準用する。

3 国への報告

(1) 消防庁への報告【県、町】

県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合には、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じその都度概要を報告するものと定められている。県が報告できない事態が発生した場合は、町が直接国(消防庁)に対して報告し、その後速やかに県への報告を行う。

【消防庁へ報告を行う事態】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 県及び町災害対策本部が設置されたとき2) 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき3) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するとき4) 災害が当初は軽微であっても、以後拡大する恐れがあるもの又は2都道府県以上にまたがるもので、県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているとき5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき |
|---|

(2) 防災関係機関の報告【指定地方行政機関】

指定地方行政機関は、それぞれの防災業務計画に基づいて、上位機関、所轄官庁に対して報告を行うとともに、その内容を茨城県災害対策本部に対して逐次連絡する。県災害対策本部は、必要に応じて町災害対策本部へその内容を伝達する。

第4 災害情報の広報

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達
第3「災害情報の広報」を準用する。

第3節 応援・派遣

第1 他の地方公共団体等に対する応援要請

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・派遣 第1「他の地方公共団体等に対する応援要請」を準用する。

第2 自衛隊派遣要請

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・派遣 第2「自衛隊派遣要請」を準用する。

第3 他市町村被災時の応援

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・派遣 第3「他市町村被災時の応援」を準用する。

第4節 被害軽減対策

第1 避難対策

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第1
「避難対策」を準用する。

第2 緊急輸送

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第2
「緊急輸送」を準用する。

第3 水防計画

水防は町長及び県知事の定める水防計画及び本計画の定めるところにより行う。なお、当該区域に係る水防計画の作成及び、水害防御に関しては次に定めるところにより行う。

- | |
|------------|
| 1 水防の責任 |
| 2 指定水防管理団体 |

1 水防の責任

(1) 町の責任(水防法第3条)【町】

町は、管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

【整備確立する事項】

- | |
|-----------------------------|
| 1) 水防組織の確立 |
| 2) 水防団、消防団の整備 |
| 3) 水防倉庫、資機材の整備 |
| 4) 通信連絡系統の確立 |
| 5) 平常時における河川、海岸、堤防、ため池等の巡視 |
| 6) 水防時における適切な水防活動の実施 |
| (ア) 水防に要する費用の確保 |
| (イ) 水防団又は消防団の出動体制の確保 |
| (ウ) 通信網の再点検 |
| (エ) 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保 |
| (オ) 雨量、水位観測を的確に行うこと |
| (カ) 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作 |
| (キ) 堤防、ため池等決壊及び決壊後の措置を講ずること |
| (ク) 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使 |

- (ケ) 住民の水防活動従事の指示
- (コ) 警察官の出動を要請すること
- (ク) 避難のための立退きの指示
- (シ) 水防管理団体相互の協力応援
- (ス) 水防解除の指示
- (セ) 水防てん末報告書の提出

なお、町は、上記のほかにも義務として次の事項を必ず行わなければならない。

【町の義務】

- ① 水防機関の整備をすること
- ② 水防計画を樹立すること
- ③ 水防団員数を確保すること
- ④ 毎年水防訓練を行うこと

(2) 県の責任(水防法第3条の6)【県】

県は、水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう水防事務を遂行しなければならない。なお、県の水防事務内容に関しては、茨城県地域防災計画を参照のこと。

2 指定水防管理団体【町】

本町は、水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があるとして、知事の指定を受けた指定水防管理団体となっている。

第4 消火・救出・救助活動

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第4
「消火・救出・救助活動」を準用する。

第5 応急医療救護

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第5
「応急医療救護」を準用する。

第6 交通計画

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第3
「交通計画」を準用する。

第5節 被災者生活支援

第1 被災者の把握

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第1 「被災者の把握」を準用する。

第2 避難生活の確保、健康管理

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第2 「避難生活の確保、健康管理」を準用する。

第3 ボランティア活動の支援

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第3 「ボランティア活動の支援」を準用する。

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第4 「ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供」を準用する。

第5 生活救援物資の供給

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第5 「生活救援物資の供給」を準用する。

第6 避難行動要支援者安全確保対策

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第6 「避難行動要支援者安全確保対策」を準用する。

第7 応急教育

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第7 「応急教育」を準用する。

第6節 農地農業計画

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策は、本計画の定めるところによる。

- | |
|------|
| 1 農地 |
| 2 農業 |

1 農地【町】

(1) 農地

農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずる恐れがある場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。

(2) 農業用施設

1) 堤防

ため池堤防ののり崩れの場合は、腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

2) 水路

素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

(3) 頭首工

一部被災の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

(4) 農道

特に重要な農道については、必要最小限度の仮設道の建設を行う。

2 農業【町】

(1) 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

(2) 家畜の応急措置

【風害】

- | |
|----------------------|
| ① 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること |
| ② 外傷家畜の治療と看護に努めること |
| ③ 事故畜等の早期処理に努めること |

【水害】

- | |
|--|
| ① 畜舎内浸水汚物の排除清掃をはかること |
| ② 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること |
| ③ 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること |
| ④ 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること |
| ⑤ 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること |

第7節 救助法の適用

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第6節「救助法の適用」を準用する。

第8節 応急復旧・事後処理

第1 建築物の応急復旧

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第1「建築物の応急復旧」を準用する。

第2 公共施設の応急対策

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第2「公共施設の応急対策」を準用する。

第3 ライフライン施設の復旧計画

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第3「ライフライン施設の復旧計画」を準用する。

第4 清掃・防疫対策

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第4「清掃・防疫対策・障害物除去対策」を準用する。

第5 行方不明者の捜索及び遺体の処理

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第5「行方不明者の捜索及び遺体の処理」を準用する。

第6 労務計画

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても十分にその効果を上げることが困難な場合に、労務者等の雇用及び民間団体の協力により必要な要員を確保し、応急対策活動の万全を期する。

1 労務体制の整備

1 労務体制の整備【町】

(1) 実施機関

町が実施する災害応急対策に必要な労務の確保は、町長が実施する。ただし、災害の程度、規模等により、町において労務の確保ができないときは、必要な労務の応援を県に調達又は斡旋を要請する。

(2) 雇上げの方法

災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇上げは、公共職業安定所を通じて行う。

(3) 民間団体への協力要請

町は、円滑に災害応急対策を実施するため、八千代町赤十字奉仕団等の民間団体への協力要請を行うものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活の安定化

第1 罹災証明書の発行

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第1節 被災者の生活の安定化
第1「罹災証明書の発行」を準用する。

第2 義援金品の受入れ、配分

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第1節 被災者の生活の安定化
第2「義援金品の受入れ、配分」を準用する。

第3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第1節 被災者の生活の安定化
第3「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」を準用する。

第4 租税及び公共料金等の特例措置

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第1節 被災者の生活の安定化
第4「租税及び公共料金等の特例措置」を準用する。

第5 住宅建設の促進

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第1節 被災者の生活の安定化
第5「住宅建設の促進」を準用する。

第6 雇用対策

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第1節 被災者の生活の安定化
第6「雇用対策」を準用する。

第7 被災者生活再建支援法の適用

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第1節 被災者の生活の安定化
第7「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

第2節 公共施設等災害復旧計画

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第2節「公共施設等災害復旧計画」を準用する。

第3節 激甚災害の指定

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第3節「激甚災害の指定」を準用する。

第4節 復興計画の作成

第2編 地震災害対策計画編 第4章 震災復旧・復興計画 第4節「復興計画の作成」を準用する。